# 1　入 札 心 得

1　入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札書、委任状は、所定の書式を使用しなければならない。

3　代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

委任状のない入札は、無効となる。

委任状には、物品購入等入札参加資格審査申請書に添付の使用印鑑届に押印した「使用印鑑」と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を押印しなければならない。

4　入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

5　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

7　郵便による入札は、これを認めない。

8　入札参加者が、所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間は、この限りではない。

# 2　無 効 の 入 札

1　入札に参加する資格のない者がした入札

2　委任状を持参しない代理人がした入札

3　同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

4　入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札

5　連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

6　入札書の表記金額を訂正した入札、又は￥マークの記載がない入札

※入札金額以外の事項について記載を誤った場合は、二重線にて訂正部分を消し、訂正のうえ届出印または代理人の印を押すこと。（砂消しゴム、修正液等は使用しないこと）

7　入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届に押印した「使用印鑑」、代理人印は認印可）を欠いた入札

8　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

9　入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

10　鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

11　再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札

12　郵送による入札

13　その他入札に関する条件に違反した入札

# 3　落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、その他の者を落札者とすることができる。

# 4　同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札執行回数は、３回までとする